2023 年 12 月16 日

組合員の皆様へ

住所不明の「みなし自由脱退手続き」に関する重要なお知らせ

定款第10条第2項から4項の規定に基づき「みなし自由脱退」に関する手続きを行っています。これは出資金残高証明書など、毎年年度末を持って組合員全員に送付しておりますが、住所不明として戻って来た組合員が2期連続して発生した場合に対象となります。

この公告をもって2024年3月31日（2023年年度末）までは「みなし自由脱退対象者」とし、住所変更などの手続きがなされない場合には2024年4月理事会において「みなし自由脱退者」と脱退手続きを行います。

その後出資金を2年間預り金とし、その間に払い戻し請求に応じることとなっております。現在「みなし自由脱退対象者」は23人となっております。

※住所変更したが届けていない。※出資金残高証明書が届かない。※「たより」が配送または郵送されていない。などお気づきになられた方は一度ご連絡頂き、「みなし自由脱退対象者」となっていないかお確かめください。

連絡先：みやぎ県南医療生活協同組合

電話：0224-57-2328（しばた協同クリニック）担当：佐久間智子

みやぎ県南生活協同組合　理事長　渡邉 建壽